

古代日中比較文学についての断想 金 文京

—読むことと書くこと—

一 はじめに—読む・写す・書く

今回のシンポジウムの主題である「書物—行為と身体—」および「翻訳と異言語—異言語が創造する書物—」に関連して、特に中国文学との比較から、日本古代における中国文学の受容の問題について、いくつかの事例を紹介したい。

まず一般的に言って、印刷術発明以前の時代においては、洋の東西を問わず、本を読む行為は本を写す行為と密接に関わっていたであろう。特に古代日本においては、書物はすべて中国もしくは朝鮮半島から輸入された貴重品であり、その数は多くの場合、一部、多くともせいぜい数部であったはずである。したがって大多数の人にとって、本を読むためには、まずそれを書写しなければならなかった。書写の過程で様々な誤りが生じるのは当然であるが、そこには自ずから書写者の言語体系、先入観が意識、無意識にかかわらず反映されるであろう。

そういう意味で興味深い例は、すでに述べたことがあるが、正倉院蔵、光明皇后（七〇—一七六〇）御筆の『杜家立成雑書要略』に見える。この中国では早くに散逸した書簡文例集の冒

頭は、「雪寒喚知故飲書」（雪寒くして知故を喚びて飲するの書）である（ゴチック体は私に施したもの、以下同）。ところが宮城県多賀城市川橋の奈良時代遺跡から発見された同書の本簡では、これが「雪寒呼知故酒飲書」（雪寒くして知故を呼び酒を飲むの書）になっている。

おそらくこの本簡の書写者、あるいはそれが基づいた底本の書写者は、まず「飲む」だけでは何を飲むのかわからないので、文意を補うつもりで「酒」を書き足したのである。ただしその場合、知ってか知らずか、中国語ではなく日本語の語順によって「酒飲」と書いた。またこれも故意か不注意かはわからないが、「喚」を「呼」に変えた。中国語としては、このように文書で人をよぶ場合は「喚」でなければならず、「呼」は声を出して直接よぶ場合に用いるべきだが、書写者はおそらくそこまでは知らなかったであろう。この誤りは、書写者が一つ一つの漢字を日本の訓で読み、さらに漢文の語順を日本語風に入れ替えて読んでいた、すなわち訓読していたことを示す興味深い例である。

ついでこのような中国の書物の書写行為は、今度は日本人が

漢字を用いて文章を書く場合(必ずしもいわゆる漢文とはかぎらない)とも、密接に関連してであろう。この点を考える事例として、八世紀後半の作と考えられる熊本県浄水寺の「南大門碑」の例をあげたい。

同碑に、「夫不人獨登、登者法。法不獨弘、弘者人」(それ人はひとり登らず、登す者は法。法はひとり弘まらず、弘むる者は人)という一節がある。最初の句の「不」の位置が誤っているのは、単なる不注意かもしれない。「獨」は「自ずから、ひとり」で、「というニュアンスであろうが、漢語の用法としては破格であり、いわゆる和習であると考えられる。またこの一節は「論語」「衛靈公篇」の「子曰、人能弘道、非道弘人」(子曰く、人能く道を弘むる、道の人を弘むるに非ず)を踏まえた表現で、それを仏教に応用し、さらに「弘法」(法を弘むる)にならって「登人」(人を登らす)を考え出したものであろうが、「登」は「登らす」と他動詞的には使えないので、これまた和習である。しかしここからは、「論語」の読書体験をもとに、それを自らの作文に応用した跡がうかがえる。わずかに二例ではあるが、これによって、読書と作文は書写という身体的行為によって密接に結びついていたことの一端を知ることができよう。

二 曲解?による書き替え

次にやや特殊な例を紹介しよう。「今昔物語集」の「震旦部」は、よく知られるように、その多くが遼の非濁撰「三宝感応要略録」を出典とするが、「不空三藏、誦仁王呪現験語第九」(卷

六)は「三宝感応要略録」ではなく、宋の贊寧「大宋僧史略」卷三「城闍天王」などを踏まえたものであることが、すでに岩波「新古典大系」本『今昔物語集』の小峯和明氏解説によって指摘されている。以下にこの説話の最後の部分と、『大宋僧史略』および唐の不空三藏訳「毘沙門儀軌」の該当部分を引用してみる(下線と括弧内は私に付した、以下同)。

○『今昔物語集』—王、此レヲ聞テ喜ビ給フ事無限クシテ、
宣旨ヲ下シテ、道ノ辻、若ハ洲府ノ城ノ西北ノ角ニ、各毘沙門天ノ□(像?)置テ令供養ム。亦、諸ノ寺ニ勅シテ、「院
朔二天王ノ像ヲ安置シ奉テ、月ノ朔日ニ至テ、洲府皆、香
華・飯食ヲ捧ゲ、歌舞ヲ調ベテ専ニ供養シ可奉シ」ト被下
ル。其後、此ノ事競テ勤ム。

○『大宋僧史略』—帝因勅諸道節度、所在州府、於城西北隅
各置天王形像部徒供養。至於仏寺、亦勅別院安置、迄今朝
日州府上香華食饌、動歌舞、謂之樂天王也。

○『毘沙門儀軌』—有天靈異、奉勅宣付十道節度、所在軍鎮
(鎮の誤りか)令置形像、祈願供養。

『今昔物語集』で下線を付した箇所のうち、「此レヲ聞テ喜ビ給フ事無限クシテ」と「其後、此ノ事競テ勤ム」は、原拠にはないが、編者の潤色の範囲内と見なすことができよう。しかし「道ノ辻」と「院毎二」の場合は、そうは考えられない。まず前者については、毘沙門像を道の辻に置くことは、原拠にないばかりでなく、城上の高所に置くという記述からも有り得な

いことであろう。この「道ノ辻」は、『毘沙門儀軌』の「十道」を曲解したものと考えられる。「十道」とは、唐の貞観元年（六二七）、全国を関内道、河南道など十の道に分けたことを指すのであるが（『旧唐書』卷三八「地理志」）、宋代ではすでにそのことが分からなくなっていたらしく、『大宋僧史略』は「諸道」としている。これは『今昔物語集』の編者が『毘沙門儀軌』を参照した証拠と見ることができようが、それにしても「十道」を「道ノ辻」と訳したのは、一種の文字遊戯ではないかとも疑われる。

次に「院毎二」であるが、これは『大宋僧史略』の「別院」に対応しよう。これについては次のように考えられる。北朝から唐代にかけて、「日別」「月別」など名詞に「別」を後置して、「日ごと」「月ごと」の意味に用いる特殊な例が広く見られることについては、すでに指摘があり、日本でも『日本書紀』卷二八「天武天皇上」に「人別」（元年五月）、同卷二九「天武天皇下」に「国別」（五年八月）、「人別」（五年九月）、同卷三〇「持統天皇」に「人別一領」（元年八月）、また正倉院文書の天平勝宝三年（七五二）三月十一日「請金字花嚴經用度文」に、「帙別二張」、「箇別十文」などの例がある。『今昔物語集』の編者は、「別院」を「院別」と取り、「院毎二」と訳したのであるが、それにしても「別院」は普通の言葉であるのに、なぜこのような手の込んだ訳をしたのか不審である。

三 人名・地名を日本に置き換えた翻案

『日本書紀』が多くの中国典籍から語句を借用していること

は、周知の事実であろう。また単なる語句の借用にとどまらず、物語自体を中国の故事に拠って翻案したものとしては、たとえば卷二「神代下」の一書に、豊玉姫が井戸の水に映った樹上の彦火火出見尊の影を見る場面が、『瑠玉集』や『文選集注』、『令集解令釈』などに見える孟姜女説話の翻案である例などが知られる。ここでは筆者が気づいた一例を述べてみたい。『日本書紀』卷七「景行天皇」十八年五月壬辰朔の条に次の記事がある。

從葦北発船到火国。於是、日没也。夜冥不知着岸。遙視火光。天皇詔挾抄者曰、直至火処、因指火往之。即得着岸。天皇問其火光之処曰、何謂邑也。国人対曰、是八代県豊村。亦尋其火、是誰人之火也、然不得主。玆知非人火。故名其国曰火国也。

天皇が船で川を渡って火国に行こうとしたところ、日が暮れて対岸が見えなくなったが、一ヶ所だけ火の光があったので、それを目指して無事、着岸することができた。そこで村で誰が火を燃やしたのかと聞いたところ、誰も火を燃やした者はいなかったため、それが「人火」ではない、つまり神の加護であったことが分かったというのである。不知火の起源として広く知られる話である。

この話は、あるいは斉の陸杲『繫觀世音心願記』に見える伏万寿の話²⁷を換骨奪胎したものかもしれない。

伏万寿、平昌人、居都下。元嘉十九年、為衛軍行佐。府

主臨川王劉義慶鎮広陵、万寿請仮還都。仮尽還反。比四更中過大江、天極清清。半江忽遭大風、船便欲覆。既夜尚闇、不知所向。万寿本信敬佛法、当爾絶念觀世音。須臾、見北岸有光、如村中燃火。同舟皆見、謂是歐陽火也。直往就之、未曙而至。訪問村中、皆云無燃火者。因請道人齋。

伏万寿は都（南京）に住んでいたが、劉宋の元嘉十九年（四四二）、衛軍行佐の職につき、主人の臨川王劉義慶について広陵（揚州）に赴任した。やがて休暇で南京に帰ったが、休暇が終わったので、また任地の揚州にもどろうと夜半に長江を船で渡ると、晴朗な天氣が突然変わり、大風が吹き、船が覆りそうになった。辺りは夜の闇で、船はどこに向かっているのかも分からなくなったが、仏法を信じる伏万寿が、觀世音菩薩に祈ると、すぐに北岸に光が見え、対岸の村で火を燃やしているようであった。船中の者みなこれを見て、あれは歐陽の火であると言った。歐陽は揚州に近い長江北岸の地名である。そこで船は火を目指して行き、明け方に無事対岸に着いた。しかし村で尋ねたところ、誰も火を燃やした者はいない。そこでこれは觀世音菩薩の加護であると知り、道人（僧侶）を招いて、感謝の法会を行ったというのである。

この話と先の景行天皇の話と比較すると、船で対岸に渡るのに、日が暮れて、あるいは嵐で闇となり、対岸が見えなくなつたが、一ヶ所に火が見えたので、それを目指して対岸に着いた。着いた村で誰が火を燃やしたのかを聞いたが、誰もそのような者はいなかったの、それが神または觀音の加護であつたこと

が分かつた、という点が両者に共通している。これは偶然とは思えない。

陸杲の『繫觀世音応驗記』は宋の傅亮「光世音応驗記」、同じく宋の張演「続光世音応驗記」とともに、青蓮院の吉水藏に南北朝時代の写本が藏されている。また河内の金剛寺藏「佚名諸菩薩感應抄」にもその一部が含まれることが、後藤昭雄氏によつて紹介された。一方、中国では早くに佚書となつたが、その一部は後世の諸書に引用されており、この伏万寿の条についても、『法苑珠林』卷二七に宋の王琰「冥祥記」を、また『太平広記』卷一一一に『法苑珠林』を引く形で、それぞれ見えている。『日本書紀』撰者の目に止つたのが、『繫觀世音応驗記』そのものなのか、あるいは『冥祥記』、『法苑珠林』などにおける引用なのかは分からないが、ともかくかなり早い時期に、この話は日本でも知られていたであろう。

ちなみに後世の中国での引用では、文章が原作と大きく変わったものがある。『法苑珠林』所引の『冥祥記』は字句に異同はあるものの、同内容だが、『太平広記』所引の『法苑珠林』では、次のように変化している。

伏万寿、平昌人。宋元嘉十九年在広陵為衛府參軍。乞假返州。四更初涉江、長波安流、至中而風起如箭。時又夜、莫知所向。万寿先奉法、唯一心帰命觀世音、念無間。倏爾与船中数人同觀北岸有光、狀如村火。喜曰此必是陽火也。廻船趨之、未旦而至。問彼人皆云昨夜無燃火者。於是方悟神力焉。出法苑珠林。

一見すると、これも原話と同じようであるが、重要なところに変更がある。まず原話では、伏万寿は長江南岸の南京から北岸の揚州に赴任し、休暇を南京で過ごした後、揚州に帰任する時に災難に遭った。したがって長江を南から北に渡ったことになる。一方『太平広記』では、広陵から「飯を乞うて州に返る」とあるが、この「州」とは文脈から察するに、伏万寿の出身地である平昌を指すのであろう。しかし劉宋の平昌郡は今の安徽省東部の滁州市一帯であり、やはり長江の北にある。したがって揚州から平昌に返るには、長江を渡る必要はなかったのである。話を適当に省略した結果、破綻をきたしたと言えるであろう。

次に原話の「歐陽火」が、ここでは「陽火」になっている。歐陽は既述の如く、長江北岸の地名で、『宋書』の「謝靈運伝」(卷六七)に見える「撰征賦」に、「候蛟龍於中流、爰薄方輿、廻届歐陽。入夫江都之域、次乎広陵之郷(蛟龍を中流に候ち、爰に方輿に薄り、廻ち歐陽に届る。夫の江都の域に入り、広陵の郷に次す)とあり、長江から広陵に赴く要地であった。しかし唐代以降はあまり利用されなくなつたらしく、宋代ではすでに分からなくなつていたのであろう。『太平広記』がこれを「陽火」にしてしまったのは、そのためと考える。

では『太平広記』はどういうつもりで「陽火」に改めたのであろうか。陽火は太陽の光を意味しようが、それはここでは適当でない。思うに陰火が鬼火であるのに対して、人が燃やした火というつもりではなかったか。もしもそうだとすると、「陽火」

は『日本書紀』とも通じるものがある。『日本書紀』の撰者もおそらく「歐陽火」の意味は分からなかったであろうから、これを「人火」と解した可能性もなくはないであろう。牧田諦亮氏の校訂本では「歐陽火」を採用して、「歐陽は江蘇省儀徵付近の江岸の部落名」という注を附しているが、孫昌武氏は『太平広記』の本文を是として、「欧」の字を削除している。

四 おわりに

本を一字一句違わず写すことは、簡単なようで実は難しいことである。不注意による誤字脱字はもとより、写し手の思い込みやその時の状況によって、意識的または無意識に原文を変えてしまふのが常である。このような事情は、コピーさらにパソコンのコピーアンドペーストに馴れてしまつた現代人には、もはや分からなくなつていゝであらう。つい四十年前までは、大学の試験前に友人からノートを借りて徹夜で写すようなこともあったが、そのような時代は終わりを告げた。筆者は、そのような経験をした最後の世代に属するので、かろうじてその間の機微を思い出すことができる。

さらに自分が何かを書く時に、それまで読んだ書物の内容と文章が、これまた意識、無意識にかかわらず前提となることは、言うまでもない。このこともまたコンピューターの検索によつて便利に材料を集め、ものを書く現代人には、かえつて自覚されにくくなつたのではなからうか。

本を読むために、まずそれを写さなければならなかつた古人の書いたものを読む場合、とりわけこの点に想像を馳せる必要

があると思える。そしてそこに起こりうるあらゆる状況を、できるだけ自分なりに体感し、追体験しようとするがら読み進めることが求められる。日本と中国の文献には多くの違いがあるが、この点は変わらないであろう。それ以外には特に結論はない。断想と題した所以である。

注(1) 金文京『漢文と東アジア—訓読の文化圏』岩波新書

二〇一〇。

(2) 東野治之・平川南編『よみがえる古代の碑』歴博ブックレット⑦ 一九九九。

(3) 小川環樹「稻荷山古墳の鉄剣銘と太安万侶の墓誌の漢文における Koreanism について」(『小川環樹著作集』第五卷 筑摩書房 一九九七) 補考之二、「釈別」(『中華文史論叢』七四輯) 参照。小川氏はこれをモンゴル語系統の鮮卑語などの影響と推測する。

(4) 『大日本古文書』十一、四九八、四九九頁。

(5) これについては、金文京「毘沙門信仰による都市伝説と預言書」(小峯和明編『東アジアの今昔物語—翻訳・変成・予言』勉誠出版 二〇一二)でも簡単にふれた。

(6) 川口久雄「敦煌変文の素材と日本文学—孟姜女説話と記紀神話」(『金沢大学法文学部論集』文学篇十三号 一九六六)。

(7) 牧田諦亮『六朝古逸観世音応驗記の研究』(平楽寺書店 昭和四五年)二八頁、また孫昌武『観世音応驗記三種』(中華書局 一九九四)二四頁に翻字がある。ここでは両者と原写本を参照して独自に翻字した。

(8) 後藤昭雄「金剛寺蔵佚名諸菩薩感應抄」(『説話文学研究』

二八号 一九九三)。
(9) 牧田諦亮『六朝古逸観世音応驗記の研究』八九頁。